

法第3条第1項第6号に係る高分子化合物事前確認申出書の作成・提出等について

平成22年3月25日

平成23年3月31日改訂

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

目次

1. はじめに	1
2. 提出書類等について.....	1
3. 申出書案の事前チェック及び問い合わせ等の連絡方法について.....	1
4. 提出方法について	2
5. 受付期間について	2
6. 申出書作成の留意事項	2
7. 申出書記載例	5
(参考1) 懸念官能基について	11
(参考2) F A Q	12
(参考3) 基準の解釈について	13

別表：用途分類

1. はじめに

本文書は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第6号の規定による確認（高分子化合物事前確認）の手続きを行う予定の製造・輸入者に対し、申出手続が適切かつ円滑に行われ、確認手続を効率的に進める観点から、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）（以下「省令」という。）第4条の2で規定された申出書の作成方法及び提出方法等を示すものです。

また、申出にあたって必要となる試験の方法及び確認の基準については、「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」（平成21年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号）をご覧ください。

なお、本文書で示す記載例は、あくまで提出書類を作成する際の要領を例示したものであり、例示した化学物質の試験結果を示したものではありませんのでご留意願います。

2. 提出書類等について

提出書類等及び部数は以下のとおりです。

提出書類等	必要部数	注意事項
省令第4条の2に規定されている申出書（様式第10）	3部	申出書別紙も3部提出してください。
上記申出書の写し	1部	申出書（押印したもの）のコピーを提出してください。
確認通知等の返信用封筒	1部	日本工業規格A4の大きさの用紙を折らずに入れられる大きさで、宛先に社名、部署名、担当者名を記載し、簡易書留相当分以上（420円以上、郵送種別を明記）の金額の切手を貼付してください。同時に複数の申出をされる場合は、1部だけ提出してください。

3. 申出書案の事前チェック及び問い合わせ等の連絡方法について

書類等を提出する前に、以下の電子メールアドレスに次の情報を記載及び添付して送付し、申出書案等の事前チェックを受けて下さい。申出書案等についての質問や修正依頼等の連絡に際しては、当該電子メールを使用して行わせていただきます。

記載事項

- ①申出化学物質名称
- ②申出者名
- ③担当者名
- ④担当者Eメールアドレス
- ⑤担当者電話番号
- ⑥資料発送（予定）日

添付資料

申出書案（押印のないもの）及び申出書別紙の電子ファイル（Word形式のファイルで作成したもの。）

電子メールアドレス：kashinhou-plc@meti.go.jp

4. 提出方法について

3. の申出書案の事前チェック終了後に2. に記載の提出書類等をまとめて以下の提出先に郵送してください。

【提出先】

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 審査係

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-0605

FAX 03-3501-2084

5. 受付期間について

随時受け付けます。

6. 申出書作成の留意事項

申出書等の作成に当たり、注意すべき事項について以下に記しますので、参考としてください。これ以外の点についても、申出書等の記入に誤り又は記入漏れがないか、再度ご確認ください。なお、申出書等の誤記入は、捨印を用いて修正させていただきますが、捨印がない場合には修正ができないため再提出していただくこととなり、確認を受けるまでに時間を要することとなります。

申出書全般

- ・ 申出書は省令で定められた様式第10により作成してください。
- ・ 申出書及び申出書別紙の作成にあたっては、5ページからの記載例を参考にしてください。
- ・ 申出書の上部に代表者印を捨印として押してください。
- ・ 日付は元号で記載してください。
- ・ 申出者は代表権のある者を記載してください。
- ・ 全体を通してページ番号を記載してください。

1. 新規化学物質の名称

- ・ 商品名や略称等でも構いませんが、製造・輸入された物質が、確認を受けた物質であると識別できる名称にしてください。

2. 新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）

- ・ 記載欄に収まらない場合は別添としてください。
- ・ 単量体の単位を括弧でくくり、「a、b、c・・・」等の記号を記載してください。
- ・ 官能基の名称などを略号表記しないようにしてください。（Me、Et、Bu、Ph、Ac等は不可）
- ・ 構造式が不明な場合はその製法の概略を記載するとともに推定構造も記載し、懸念官能基等の有無が確認できるように記載してください。

3. 新規化学物質の数平均分子量

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 重量平均分子量と矛盾がないようにしてください。

4. 新規化学物質の重量平均分子量

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。

- ・ 数平均分子量と矛盾がないようにしてください。

5. 新規化学物質の単量体単位のモル比

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 構造式の単量体の記号（a、b、c・・・）と対応させてください。
- ・ 単量体のモル比の合計が 100 となるように記載してください。
- ・ 重量比と矛盾がないようにしてください。

6. 新規化学物質の単量体単位の重量比

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 構造式の単量体の記号（a、b、c・・・）と対応させてください。
- ・ 単量体のモル比の合計が 100 となるように記載してください。
- ・ モル比と矛盾がないようにしてください。

7. 新規化学物質の外観

- ・ 色と状態を記載してください。

8. 新規化学物質の用途

- ・ 用途についてはできる限り具体的かつ分かりやすい表現で記載し、併せて別表の用途番号（左欄の二桁の数字）を括弧書きで記載してください。用途が複数ある場合はそれぞれ記載してください。なお、右欄の詳細用途番号（a、b、c等）の記載は不要です。

9. 新規化学物質の純度及び不純物

- ・ 不純物を合わせた成分の合計が 100%となるように記載してください。
- ・ 不純物に官報公示整理番号がある場合は記載してください。
- ・ 不純物として 1%以上の新規化学物質を含む場合は確認を受けることができません。不明成分がある場合は 1%未満であることを確認の上、明記してください。

10. その他参考となるべき事項

- ・ CAS 番号があれば記載してください。CAS 番号が無い場合は「CAS 番号：無し」と記載してください。

別紙（1）試験サンプルの純度、不純物及びその含有量

- ・ 各試験で試験サンプルが異なる場合は、試験毎に試験サンプルの情報を記載してください。
- ・ 試験サンプル入手方法は詳細に記載してください（入手日、製造元、輸入元等）。試験研究用に製造・輸入されたのであればその旨を明記してください。

別紙（2）試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示整理番号等、単量体単位のモル比及び重量比

- ・ 単量体の名称の前に、対応する構造式の単量体の記号「a、b、c・・・」を記載してください。
- ・ 単量体に官報公示整理番号がある場合は必ず記載してください。公示されていない場合には、判定

通知書又は確認通知書の年月日を記載してください。

- ・ 単量体にCAS番号がある場合は、その他番号の欄に記載してください。CAS番号が無い場合は「CAS番号：無し」と記載してください。
- ・ 構造式は単量体の単位を括弧でくくり「a、b、c・・・」等の記号を記載してください。
- ・ 構造式は官能基の名称などを略号表記しないようにしてください。(Me、Et、Bu、Ph、Ac等は不可)
- ・ 構造式が不明な場合はその製法の概略を記載するとともに推定構造も記載し、懸念官能基等の有無が確認できる記載にしてください。
- ・ モル比及び重量比は構造式の単量体の記号「a、b、c・・・」と対応してください。
- ・ モル比及び重量比は単量体のモル比の合計が100となるように記載してください。
- ・ モル比と重量比に矛盾がないようにしてください。

別紙(3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解試験結果

- ・ 申出物質を代表しない試験サンプルで試験を行った場合は、確認を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 測定不可能で該当なしの項目がある場合は、該当の欄に「-」を記入すると共に(注)として測定不可能である旨を記載する、等して下さい。
- ・ 加水分解可能な側鎖を有する物質の場合は、直接分析の結果を記載してください。

別紙(4) 水・有機溶媒溶解性試験結果

- ・ 測定不要な項目がある場合は該当欄に「-」を記載してください。

別紙(5) 分子量分布、分子量1,000未満成分の含有量等

- ・ 申出物質の分子量範囲下限付近の試験サンプルで試験が行われていない場合は、申出物質の分子量1,000未満成分の含有量が1%を超えるおそれがあるため、確認を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 溶媒に部分溶解の場合は特殊な溶媒について検討した結果を記載してください。

別紙(6) 懸念官能基等の有無

- ・ 懸念官能基の有無を判断するにあたっては、11ページの「懸念官能基について」を参考にしてください。
- ・ 以下に該当するもの以外は、すべての懸念官能基等につき「有」「無」のいずれかを記載してください。
- ・ 水・有機溶媒溶解性試験において、水及びすべての有機溶媒に不溶の場合は、「ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属」の項目以外は記載不要です。
- ・ 水・有機溶媒溶解性試験において、水又はいずれかの有機溶媒に溶解した場合であって、申出物質の数平均分子量範囲の下限が10,000以上の場合は、「ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属」、「ヒ素」及び「セレン」の項目以外は記載不要です。

7. 申出書記載例

様式第 10 (第 4 条の 2 関係)



法第 3 条第 1 項第 6 号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

1. 新規化学物質の名称	アクリルポリマー 100
2. 新規化学物質の構造式 (不明の場合はその製法の概略)	$\left[\text{CH}_2 - \underset{\text{C}=\text{O}}{\overset{\text{H}}{\text{C}}} - \text{OH} \right]_a \left[\text{CH}_2 - \underset{\text{C}=\text{O}}{\overset{\text{CH}_3}{\text{C}}} - \text{OH} \right]_b \left[\text{CH}_2 - \underset{\text{C}_6\text{H}_5}{\overset{\text{H}}{\text{C}}} \right]_c$
3. 新規化学物質の数平均分子量	44,000~50,000
4. 新規化学物質の重量平均分子量	74,000~80,000
5. 新規化学物質の単量体単位の本数比	a : b : c = 40~50 : 25~35 : 20~30
6. 新規化学物質の単量体単位の本数比	a : b : c = 33~43 : 26~36 : 26~36
7. 新規化学物質の外観	白色固体
8. 新規化学物質の用途	プラスチック添加剤 (用途番号: 27)
9. 新規化学物質の純度及び不純物	純度: 99%以上 不純物: トルエン (官報公示整理番号: 3-2): 1%以下
10. その他参考となるべき事項	CAS 番号: 0000-00-0

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項第 6 号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 2 の規定により、上記のとおり申し出ます。

平成 22 年 5 月 10 日

〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇
東京都千代田区〇〇〇〇〇〇



厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

連絡担当者: 部署 品質保証部
氏名 〇〇 〇〇

住所 〒100-8901 東京都千代田区〇〇〇
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

別紙

新規化学物質の名称：アクリルポリマー100

試験方法：平成21年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第2号第3に定める試験方法

(1) 試験サンプルの純度、不純物及びその含有量

純度	99.5%以上
不純物及びその含有量	トルエン：0.5%以下
試験サンプル入手方法	平成22年3月20日に自社にて試験研究用に製造

(2) 試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示整理番号等、単量体単位のリモル比及び重量比

単量体の名称	官報公示整理番号	その他番号
a：アクリル酸	2-984	CAS番号：79-10-7
b：メタクリル酸	2-1025	CAS番号：79-41-4
c：スチレン	3-4	CAS番号：100-42-5

構造式	
モル比	a : b : c = 45 : 30 : 25
重量比	a : b : c = 38 : 31 : 31

(3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解試験結果

試験番号	A-1
試験期間	平成22年4月1日～4月20日
試験実施施設	〇〇試験所
試験温度	40℃
被験物質の試験濃度	1,000mg/L

試験液	重量変化					DOC変化				IRスペクトル変化			分子量分布変化												
	重量 (mg)			変化率 (%)	平均値 (%)	DOC濃度 (mg/L)				試験前	試験後	変化の有無	平均分子量 (平均値)												
	試験前	試験後	ΔW			試験前	試験後	ΔDOC	平均値				Mn		Mw		Mw/Mn		変化の有無						
				試験前	試験後					試験前	試験後	試験前	試験後												
pH=1.2	400.0	397.1	2.9	0.7	1.1	1.5	0.4	0.3	図1	図2	無	4.6 ×10 ⁴	4.5	7.8 ×10 ⁴	7.7	1.7	無								
	400.2	397.6	2.6		0.6	1.1	1.2						0.1		4.5			7.7							
pH=4.0	400.0	398.2	1.8	0.4	—	—	—	—	図1	図3	無		4.6 ×10 ⁴		4.4			7.8 ×10 ⁴	7.8	1.7	無				
	400.1	398.7	1.4		0.3	—	—								—				4.4			7.8			
pH=7.0	400.0	398.1	1.9	0.5	1.3	1.7	0.4	0.4	図1	図4	無				4.6 ×10 ⁴				4.5			7.8 ×10 ⁴	7.4	1.7	無
	400.2	398.7	1.5		0.4	1.3	1.6												0.3				4.5		
pH=9.0	400.0	398.6	1.4	0.4	1.5	2.0	0.5	0.6	図1	図5	無	4.6 ×10 ⁴		4.6		7.8 ×10 ⁴	7.5		1.7				無		
	400.1	399.0	1.1		0.3	1.5	2.2							0.7			4.6								

図1～5

※IRスペクトルを貼り付けて下さい。

(4) 水・有機溶媒溶解性試験結果

試験番号	A-2
試験期間	平成22年4月1日～4月5日
試験実施施設	〇〇試験所
試験温度	35℃

溶媒	重量変化 (試験濃度 2,000mg/L)				
	重量 (mg)			重量変化率 (%)	平均値 (%)
	試験前	試験後	ΔW		
水	2000.4	1998.8	1.6	0.1	0.1
	2000.5	1998.7	1.8	0.1	
n-オクタノール	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	
n-ヘプタン	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	
テトラヒドロフラン	2000.1	0.0	2000.1	100.0	100.0
	2001.0	0.2	2000.8	100.0	
ジメチルホルムアミド	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	

TOC濃度

測定溶媒	TOC濃度 (mg/L)				有機炭素可溶化率 (%)	
	試験前	試験後	ΔTOC	理論値	測定値	平均値
蒸留水	0.06	0.78	0.72	1160	0.06	0.06
	0.15	0.83	0.68	1160	0.06	

(5) 分子量分布、分子量 1,000 未満成分の含有量等

試験番号	A-3
試験期間	平成22年4月6日～4月7日
試験実施施設	〇〇試験所
分子量分布図	図6
数平均分子量 (Mn)	46,000±2,000
重量平均分子量 (Mw)	78,000±3,200
Z 平均分子量 (Mz)	95,000±4,800
分散度 (Mw/Mn)	1.70
分子量 1,000 未満成分の含有率	0.05%
溶離液	テトラヒドロフラン
分子量換算方法	ポリスチレン換算

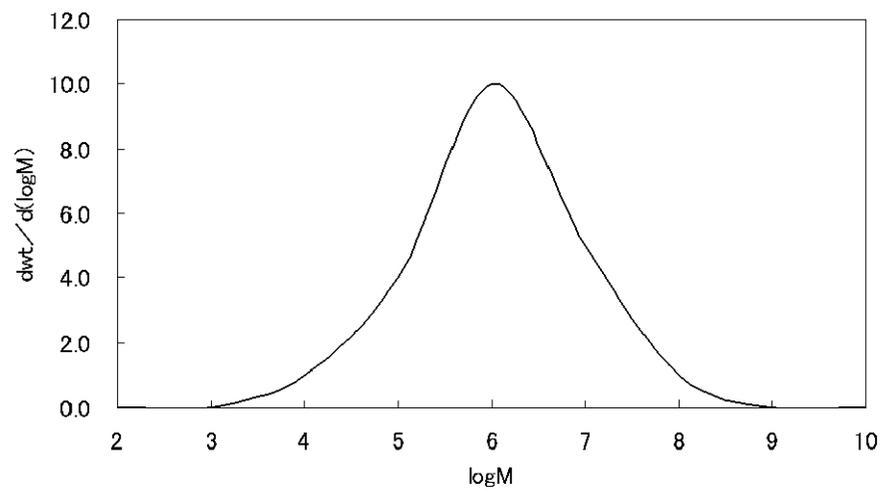


図6. 分子量分布図

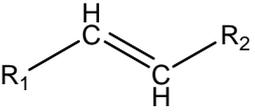
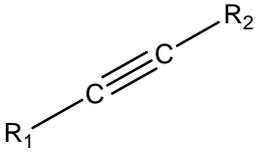
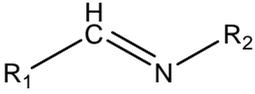
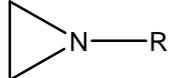
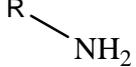
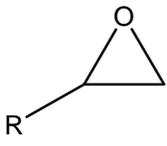
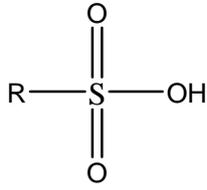
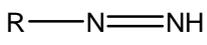
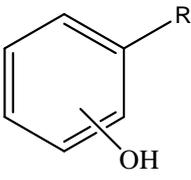
(6) 懸念官能基等の有無

懸念官能基等	有無
ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属	無
ヒ素	無
セレン	無
炭素間二重結合	—
炭素間三重結合	—
炭素窒素間二重結合	—
炭素窒素間三重結合	—
アジリジル基	—
アミノ基	—
エポキシ基	—
スルホン酸基	—
ヒドラジノ基	—
フェノール性水酸基	—
フルオロ基	—

(参考1)

懸念官能基について

「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」で定められている懸念官能基の構造は次のとおりです。

<p>炭素間二重結合</p>  <p>※ベンゼン環等の環状構造中に含まれる共役二重結合は含まない。</p>	<p>炭素間三重結合</p> 
<p>炭素窒素間二重結合</p> 	<p>炭素窒素間三重結合</p> 
<p>アジリジル基</p> 	<p>アミノ基</p> 
<p>エポキシ基</p> 	<p>スルホン酸基</p> 
<p>ヒドラジノ基</p> 	<p>フェノール性水酸基</p> 
<p>フルオロ基</p> 	

(参考2)

FAQ

Q 1 (問) 申出を行うにあたって、参考とすべき法令は何でしょうか。

(答) 申出手続の方法については、以下の省令に定められています。また、高分子化合物の申出を行う場合には、申出しようとする物質が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当するものでなければなりません。この基準は、以下の告示に規定されています。

・省令

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令」(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成22年厚生労働省・経済産業省・環境省令第1号) 第4条の2

・告示

「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」(平成21年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号)

Q 2 (問) 申出を行ってから確認を受けるまで、どれくらい時間がかかるのでしょうか。

(答) 申出内容に不備等がなければ、申出案提出から1ヶ月程度で確認を受けることができる予定です。

Q 3 (問) 同じ物質について、毎年度申出を行う必要があるのでしょうか。

(答) 一度確認を受ければ、再度申出を行う必要はありません。

Q 4 (問) 高分子化合物の事前確認を受けた化学物質は、名称が公示されるのでしょうか。

(答) 名称は公示されません。

Q 5 (問) 高分子化合物の事前確認を受ける場合でも、試験が必要なのでしょうか。

(答) 物理化学的安定性試験、酸・アルカリに対する溶解性試験、水・有機溶媒に対する溶解性試験等、高分子フロースキームと同等の試験を行う必要があります。詳しくは上記の告示をご覧ください。

Q 6 (問) 高分子化合物の事前確認を受けたものは、平成23年4月1日に施行される化審法の第二段階改正において、一般化学物質としての製造数量等の届出の対象となるのでしょうか。

(答) 確認を受けた物質は一般化学物質とはならないため、製造数量等の届出の対象とはなりません。

Q 7 (問) 高分子化合物の事前確認制度が施行された後も、現行の高分子フロースキームによる届出制度は継続されるのでしょうか。

(答) 高分子フロースキームによる届出制度は今後も継続されます。上記の告示の基準に該当しない物質については、高分子フロースキームによる届出を行ってください。

(参考3)

「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」の解釈について

平成23年3月31日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第6号に係る「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」（平成22年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「基準」という。）の解釈は以下のとおり。

1. 高分子化合物について

水及び有機溶媒に対する溶解性試験並びに酸・アルカリに対する溶解性試験において、いずれの試験溶媒に対しても、試験前後で2%を超える被験物質の重量変化がない場合、次の①及び②に当たるとみなす。ただし、無機化合物は除く。

- ① 3連鎖以上の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満である。
- ② 当該申出物質の数平均分子量が1,000以上である。

2. 「第2 1 (1) エ 試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で被験物質の分子量の変化がないこと」について

物理化学的安定性試験において、試験前後で±10%を超える数平均分子量の変化がない場合、当該被験物質の分子量は変化していないものとみなす。

3. 第3 3 (1) ケの「やむを得ない理由がある場合は、この限りではない」について
物理化学的安定性試験において、「やむを得ない場合」には次の①や②が含まれる。

- ① 試験後、緩衝液の影響と思われる変化が認められる場合には、塩酸、水酸化ナトリウム等で処理することにより、緩衝液による影響を取り除いて分析すること。
- ② フタル酸水素カリウム等を含む緩衝液を使用して、試験液のpHが4.0における分析を行う場合には、試験液のpHが4.0における試験終了時のDOCの分析は不要とすること。

4. 新規化学物質の単量体単位のモル比について

各単量体について、申出物質におけるモル%が被験物質におけるモル%の±1.5モル%以内（例えば、被験物質におけるある単量体のモル%が50モル%の場合には、申出物質における当該単量体のモル%が35～65モル%の範囲内にあるとき）にある場合、当該申出物質と被験物質の単量体単位のモル比を同一とみなす。

番号	用途分類	番号	詳細用途分類
01	中間物	a b z	合成原料、重合原料、前駆重合体 重合開始剤 その他
溶 剤			
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	a b c d e f z	塗料用溶剤、塗料希釈剤 塗料剥離剤 ワニス用溶剤 コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤 印刷インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ溶剤、インキ洗浄剤 殺生物剤用溶剤 その他
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	a b c d z	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤 接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤 接着用溶剤 シーリング材用溶剤 その他
04	金属洗浄用溶剤	a z	金属洗浄用溶剤(塩素系) その他
05	クリーニング洗浄用溶剤 《洗濯業での用途》	a b z	ドライクリーニング溶剤 染み抜き剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤 その他
06	その他の洗浄用溶剤 [#04,05を除く]	a z	フォトレジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤 その他
07	工業用溶剤 [#02-06の溶剤を除く]	a b c d z	合成反応用溶剤 紡糸用溶剤、製膜用溶剤 抽出溶剤、精製溶剤 希釈溶剤 その他
08	エアゾール用溶剤	a z	エアゾール噴射剤、希釈剤 その他
09	その他の溶剤	z	その他の溶剤
溶 剤 以 外			
10	化学プロセス調節剤	a b c d e z	触媒、触媒担体 イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤(脱臭補助剤等) 乳化剤、分散剤 重合調節(停止)剤、重合禁止剤、安定剤 光学分割剤 その他
11	着色剤(染料、顔料、色素、色材) [#12,13,15,16,25,26,29を除く]	a b c z	着色剤(染料、顔料、色素、色材) 蛍光増白剤 発色剤、発色助剤 その他
12	水系洗浄剤1 《工業用途》 [#25,26を除く]	a b c d z	石鹼、洗剤(界面活性剤) 無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤 ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等) 防錆剤 その他
13	水系洗浄剤2 《家庭用・業務用の用途》	a b c d z	石鹼、洗剤、ウインドウウォシャー液(界面活性剤) 柔軟剤(界面活性剤) 無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤 ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等) その他
14	ワックス(床用、自動車用、皮革用等)	a b z	ワックス 乳化剤、分散剤 その他
15	塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	a b c d e f g h i z	塗料用樹脂、コーティング剤用樹脂 着色剤(染料、顔料、光輝剤) 熱・光硬化塗料のモノマー・オリゴマー、バインダー成分 架橋剤、硬化剤、増感剤、重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤 可塑剤、充填剤 安定化剤(酸化防止剤等) 皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤、導電性改良剤 乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤 腐食防止剤、防錆剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤 乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤 その他
16	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジストインキ用を含む]	a b c d e f g h i z	インキ用樹脂、トナー用樹脂 着色剤(染料、顔料、色素)、感熱色素、感圧色素、蛍光増白剤、顕色剤 紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤、重合開始剤 可塑剤、充填剤 安定化剤(酸化防止剤等) 皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤 乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤 電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤 乾燥促進剤、湿潤剤 その他
17	船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	a b c z	防汚剤用樹脂[添加剤も含む] 船底塗料用防汚剤 漁網用防汚剤 その他

番号	用途分類	番号	詳細用途分類
18	殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤(細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤)
		b	展着剤、乳化剤
		z	その他
19	殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの] 《工業用途》	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)
		b	ガス滅菌剤、薫蒸剤、燻煙剤
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤
		d	展着剤、乳化剤
		z	その他
20	殺生物剤3 《家庭用・業務用の用途》	a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)
		b	繊維用・紙用防虫剤
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤
		e	非農耕地用除草剤
		f	展着剤、乳化剤
		z	その他
21	火薬類 [煙火を含む]	a	火薬、爆薬、火工品[#21-bを除く]、煙火
		b	自動車安全部品用ガス発生剤
		z	その他
22	芳香剤、消臭剤	a	香料(洗浄剤用)[#22-b,cを除く]
		b	芳香剤
		c	消臭剤
		d	乳化剤、分散剤
		z	その他
23	接着剤、粘着剤、シーリング材	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂
		b	バインダー成分(モノマー、プレポリマー、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤)
		c	可塑剤、充填剤
		d	安定化剤(老化防止剤等)
		e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤
		f	表面調整剤、分散剤
		g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤
		h	難燃剤、導電剤
		z	その他
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	a	感光性・感電子性樹脂(フォトレジスト、印刷版等)
		b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー
		c	感光剤、電子写真感光体、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤
		d	色素形成カプラー(カラー写真用)
		e	乳化剤、分散剤
		f	定着剤、安定化剤
		g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤
		h	現像剤、水溶性処理薬品、レジスト剥離剤
		z	その他
25	合成繊維、繊維処理剤 [不織布処理を含む]	a	成形品基材(合成繊維、不織布)
		b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤
		c	集束剤
		d	防炎剤、難燃剤
		e	含浸補強剤、染料固着剤(フィックス剤)
		f	帯電防止剤、親水加工剤
		g	柔軟仕上げ剤
		h	形態安定加工剤
		i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤
		k	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤
		l	洗浄剤、精練洗浄剤(ソーピング剤)、潤滑剤
		m	キレート剤
		n	漂白剤、抜染剤
		o	均染剤、浸透剤、促染剤(染色助剤)、媒染剤、捺染用糊剤
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤
		q	マーセル化助剤
		r	糊抜き剤
		z	その他
26	紙・パルプ薬品	a	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤
		b	サイズ剤、定着剤、填料
		c	コーティング剤
		d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤
		e	紙力増強剤、歩留向上剤、定着剤(フィックス剤)、防錆剤
		f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤
		g	嵩高剤、柔軟剤
		h	蒸解薬液、pH調節剤
		i	スライムコントロール剤(防腐剤)、ピッチコントロール剤
		j	漂白剤、漂白浴安定剤
		k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤
		z	その他

番号	用途分類	番号	詳細用途分類
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤 [#15,16,23,25,28を除く] [着色剤は#11]	a b c d e f g h i j k l m n y z	成形品基材(プラスチック、合成皮革、合成紙、発泡体) 高吸水性材料 可塑剤、分散剤 安定化剤(酸化防止剤等) 充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤 結晶核剤 内部滑剤、内部離型剤 防曇剤、流滴剤 難燃剤、帯電防止剤、波長変換剤 外部滑剤、外部離型剤 発泡剤、ラジカル発生剤 注型用・注型発泡用材料(モノマー、プレポリマー等) 硬化剤、架橋剤(FRP用モノマー等)、架橋助剤、増感剤、重合開始剤 硬化促進剤 その他の添加剤(改質剤等) その他
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤 [着色剤は#11]	a b c d e f g h i j k y z	成形品基材(エラストマー(合成ゴム)) 加硫促進剤、加硫促進剤助剤(加硫活性剤) 加硫剤、架橋剤、架橋助剤 可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤 安定化剤(老化防止剤等) スコーチ防止剤、素練促進剤、内部滑剤、内部離型剤 ラテックス凝固剤、乳化剤、分散剤、沈降防止剤 難燃剤、帯電防止剤 外部滑剤、外部離型剤 発泡剤 ゴム再生剤(脱硫剤等) その他の添加剤(改質剤等) その他
29	皮革処理剤	a b c z	なめし剤 仕上げ加工薬剤(漂白剤、着色剤、着色助剤、撥水剤、撥油剤、油剤、脱脂剤、加脂剤等) 準備工程(なめし前)薬剤(脱脂剤、脱灰剤等) その他
30	ガラス、ほうろう、セメント [着色剤は#11]	a b c d e f g h z	ガラス原料 ガラス添加剤(強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等) ガラス加工助剤(離型剤、pH調節剤等) ほうろう原料 ほうろう添加剤(絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等) ほうろう加工助剤(中和剤、ニッケル処理剤等) セメント原料 セメント添加剤(混合材、膨張剤、固化剤等) その他
31	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス [着色剤は#11、電子用ファインセラミックスは#38]	a b c d z	陶磁器原料、耐火物原料、ファインセラミックス原料 陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤(焼結助剤等) 成形助剤(バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、分散剤等) 滑剤、離型剤 その他
32	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤 [着色剤は#11]	a b c z	研削砥石原料、研磨剤原料、摩擦材原料、固体潤滑剤原料 研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤添加剤(バインダー、増粘剤、研磨助剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等) 滑剤、離型剤 その他
33	金属製造加工用資材 [金属及び合金の原料は#1、着色剤は#11、表面処理は#34、溶接・ろう接は#35、金属加工油は#37]	a b c d z	金属用添加剤(接種剤等) 加工助剤(フラックス等) 鑄造用粘結剤、鑄造用硬化剤、鑄造用添加剤 鑄造用離型剤、鑄造用塗型剤 その他
34	表面処理剤 [めっき前処理剤・後処理剤の脱脂・洗浄薬剤は#04金属洗浄剤、#12の水系洗浄剤1] [#4-6,12-15,17,25-27,30-32,38,44を除く]	a b c d e f g z	めっき薬剤(皮膜成分原料) めっき浴添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等) 化成処理薬剤 真空めっき(蒸着等)薬剤、溶射処理薬剤 表面硬化処理(浸炭、窒化等)薬剤 表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤 エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤 その他
35	溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	a b c z	溶接フラックス ろう接フラックス(酸化防止剤等) 溶接用ガス、溶断用ガス その他
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等) [#37を除く]	a b c d e f g z	作動油の基油、潤滑油剤の基油 絶縁油の基油 プロセス油の基油 グリース増ちょう剤 作動油添加剤、潤滑油剤添加剤 絶縁油添加剤 プロセス油添加剤 その他

番号	用途分類	番号	詳細用途分類
37	金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	a b c d z	水溶性金属加工油の基油 不溶性金属加工油の基油、防錆油の基油 水溶性金属加工油添加剤 不溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤 その他
38	電気・電子材料 [対象材料等の製造用プロセス材料を含む] [絶縁油は#36]	a b c d e f z	磁性材料[#38-fを除く]、導電材料、超導材料、蛍光体材料 半導体材料、有機半導体材料、液晶材料 誘電体材料、抵抗体材料、固体電解質材料、電解液材料、セパレータ材料 光導波路材料(光ファイバを含む)、光学フィルム材料、電子機器用光材料 封止材、絶縁材料、シールド材料 電子記憶媒体材料(磁性材料、光吸収色素等) その他
39	電池材料(一次電池、二次電池)	a b z	電解質材料、電解液材料、絶縁材料、セパレータ材料 電極材料(活物質、集電体、導電剤、バインダー等)、減極剤 その他
40	水処理剤	a b c d e z	腐食防止剤、防錆剤、防食剤、防スケール剤、防藻剤 金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤 イオン交換体(有機及び無機イオン交換体)、分離膜 酸化剤、還元剤、pH調節剤 消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤 その他
41	乾燥剤、吸着剤	a b c z	乾燥剤、脱水剤 吸着剤(脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等) 吸収剤(脱酸素剤等) その他
42	熱媒体	a b z	冷媒、冷却剤 熱媒、加熱剤 その他
43	不凍液	a b z	不凍液(LLC等) 防錆剤、防食剤 その他
44	建設資材添加物(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	a b c d e z	表面硬化剤 コンクリート混和剤(強化剤、減水剤) 離型剤、消泡剤 木材補強含浸剤、木質板添加剤 防汚剤[#17-b,cを除く]、防水剤、撥水剤 その他
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤(融雪剤、土壌改良剤、消火剤等)	a b c d e f z	凍結防止剤(融雪剤等) 土壌改良剤、地盤改良剤 消火剤 人工降雨剤 油処理剤 粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤 その他
46	分離・精製プロセス剤 《鉱業、金属製造業での用途》 [抽出・精製溶剤は#07]	a b z	浮選剤(捕収剤、起ほう剤、条件剤)、金属浸出剤 凝集剤、分散剤、金属捕捉剤 その他
47	燃料、燃料添加剤	a b c d z	燃料 燃料添加剤(清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等) 燃焼改良剤(燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等) 氷結防止剤、着臭剤 その他
上記以外			
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤
99	輸出用	a	輸出用